

柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働者が安心、安全で働きやすい職場環境整備を推進することで、労働力の確保、雇用の定着及び労働生産性の向上を図るとともに、女性活躍推進及び共生社会の実現を目指すことを目的に、多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 2 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者をいう。

(2) 中小企業者等 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者

イ 常時使用する従業員数が 3 0 0 人以下の医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が認めた者

(3) 認定企業 次のアからケまでのいずれかに該当する中小企業者等をいう。

ア 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（以下「N i - f u l（ニーフル）」という。）認定企業

イ にいがた健康経営推進企業

ウ 安全衛生優良企業認定企業

エ ユースエール認定企業

オ えるぼし認定企業

カ プラチナえるぼし認定企業

キ くるみん（又はトライくるみん）認定企業

ク プラチナくるみん認定企業

ケ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」という。）認定事業主
（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象は、市内に本社又は本部等がある中小企業者等とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (2) 国、地方公共団体及びこれらから出資を受けている者
- (3) 本補助金以外の国、地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受ける者
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業及び経費、補助金の額等）

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助上限額及び申請上限回数は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、補助対象事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、交付する場合にあっては柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）が、申請した内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定により変更する額の範囲は、前条の交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは変更の承認を決定し、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第8条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、速やかに柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金中止届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金実績報告書（別記第7号様式）に、必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を確定し、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金確定通知書（別記第8号様式）により、交付決定事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第8条に規定する中止届の提出があったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、柏崎市働きやすい職場環境づくり推進補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力事項）

第12条 交付決定事業者は、補助事業及び補助金の評価に係る情報提供及びヒアリング等への対応について市に協力するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助上限額	申請上限回数
ソフト事業	職場環境の改善や人材育成を目的とした研修会等の実施	外部講師謝金、施設等使用料、委託費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。	3回限り。ただし、同一年度内において1回までとする。
	就業規則等の作成又は変更	作成又は変更を行う場合に発生する社会保険労務士に対する報酬等（顧問料及びこれに準ずる経費は除く。）	補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。	
	認定企業となるために必要な手続等	登録又は認定を受けるために必要な社会保険労務士等に対する報酬等（顧問料及びこれに準ずる経費は除く。）		

<p>ハード事業</p>	<p>次のいずれかに該当するもので、専ら従業員が使用するもの</p> <p>(1) 男女別使用を目的とした従業員用のトイレ、更衣室、休憩室、シャワー室等の設置又は改修</p> <p>(2) 託児スペースの新設</p> <p>(3) バリアフリー化を目的とした事業所内フロアの段差解消やスロープ、手すりの設置</p> <p>(4) 制服、更衣室工事の際のロッカー等備品購入費</p> <p>(5) その他市長が認めたもの</p>	<p>工事費 備品購入費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を限度とする。</p>	<p>1回限り。過去に柏崎市中小企業等女性活躍推進事業助成金交付要綱による助成を受けた者は、交付対象としない。</p>
--------------	---	----------------------	--------------------------------------	---

備考

- (1) 租税公課は、補助対象経費に含まないものとする。
- (2) 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。